

大口町告示第31号

大口町原子爆弾被爆者受診費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月29日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町原子爆弾被爆者受診費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町原子爆弾被爆者受診費助成金交付要綱（昭和61年大口町告示第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「4万5千円」を「6万円」に、「3万2千円」を「4万6,000円」に、「支給するものとする」を「限度に支給することができる」に改める。

第4条中「に受診」の次に「及び宿泊」を加える。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町原子爆弾被爆者受診費助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した場合について適用し、施行日前に受診した場合については、なお従前の例による。